

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 9 月 25 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

障がい者加さん金がない。請求人は、過去に〇〇区より精神障害と思われる判断をされたことがあると思う。したがって、精神手帳及び精神障害の加算金について、何かしらの対応があるべきだと思う。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年5月10日	諮問
令和3年6月28日	審議（第56回第4部会）
令和3年7月29日	審議（第57回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の基準・種類

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (3) 障害者加算

保護基準別表第1・第2章-2・(2)は、障害者加算は、次に掲げるものについて行うとしている。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）

別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過したものに限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過したものに限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととしている。

また、同・(イ)によれば、これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うこととされている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の65は、この「障害の程度が確認できる書類」（局長通知第7・2・(2)・エ・(イ)）には、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものと解して差し支えないとする。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は、国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、2級に該当する障害は同別表

に定める２級の障害とそれぞれ認定するものとしている。

#### (4) 検診命令

法２８条１項は、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があると認めるときは、要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるとしている。そして、局長通知第１１・４・(１)・イは、障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるときは要保護者に対して検診を命ずることができるとしている。

#### (5) 局長通知及び課長通知の位置づけ

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定による法の処理基準である。

### 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和２年８月２７日厚生労働省告示第３０２号による改定（以下「本件改定」という。）により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和２年１０月１日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対して本件処分を行い、「基準改定により最低生活費変更。」との理由を付した本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、４１～５９歳・１人世帯・１級地―１の各区分に該当）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、過去に〇〇区から精神障害と思われる判断をされたことがあるとして、本件処分に障害者加算が含まれて

いなかったことについての違法性又は不当性を主張しているものと解される。しかし、請求人が障害者加算を求めるような相談や申請を行ったことはなく、本件検診命令に基づき行われた〇〇病院での受診の結果においても、精神に係る障害者加算に該当する事実も認められていない。

そして、本件処分が上記 1 の法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美